

組合員の皆様へ

## 新型コロナウイルス対策について

2020年4月22日

JA みついし営農部

新型コロナウイルス対策（以下、「コロナ」）については以下の点にご留意ください。

・コロナ感染防止策として、外出から戻った後の手洗い、咳をする際のエチケット（マスク着用、ハンカチ等で口や鼻をおさえる）、共用部分の消毒を徹底してください。また、換気がコロナ対策に非常に有効であることがわかっており、住居や農業施設の換気を徹底してください。

### 〔コロナ感染の特徴〕

感染者の口からの飛沫物を口や鼻から吸い込んだり、ウイルスがついた手指で鼻や口、目などの粘膜に触れることで感染する可能性があります。空気感染はしないといわれておりますので、日常の消毒は市販されている家庭用塩素系漂白剤を薄め（0.05%が目安。製品の濃度が6%の場合、水3リットルに液が25ccです。）、布やペーパータオルを使ってドア等の接触が多い箇所を拭き取った後、水拭きします。噴霧器などを使って住居や施設全体を消毒する必要はありません。

・可能な限りコロナ発生地域への往来や、いわゆる「3密」と言われている場所へ出向くことを避けてください。やむを得なく往来する場合は、感染防止対策を徹底してください。

・あらかじめ、万が一、家族、世帯内に感染者および濃厚接触者が出た場合に、どのようなスケジュールで農作業を行うか、家族、世帯内で十分に話し合っておいてください。

・同居していない後継者がいるなど、別世帯の農業従事者がいる場合は、一方がコロナに感染した場合でも営農に支障が生じないように、お互いに濃厚接触者とならない行動を普段から心がけてください。

〔濃厚接触者とは〕

- ① 患者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ② 適切な感染防護無しに患者を診察、看護若しくは介護していた者
- ③ 患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ④ その他：手で触れることの出来る距離（目安として 1 メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者」と 15 分以上の接触があった者（周辺環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

と定義されており、静内保健所が患者の症状や行動歴に応じて濃厚接触者を決めます。

・今のところ農畜産物を介しての感染は確認されておりません。感染農家であっても、保健所の助言のもと適正な衛生管理を行うことで農畜産物の出荷を継続することができます。なお、感染者が触れた出荷物は消毒等の措置が必要になる可能性があります。

・濃厚接触者となりましたら、2 週間の健康観察が必要になりますが、農作業に従事できなくなるわけではありません。不要不急の外出は控え、自分の敷地内に限定するなどの行動自粛をお願いいたします。

・万が一、感染がわかった場合、定期的に当 J A へ農畜産物の出荷を行っている組合員については、できるだけ速やかに J A みついし（営農部）へご一報いただくことをお願い申し上げます。（その後の対応を協議するため）

・感染者およびその家族等の精神的ストレスは大変大きいと思いますので、万が一の場合には、正しい情報と知識をもって、地域全体で支えていく必要があります。

以 上